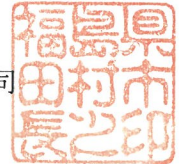


田村市公告第2号

令和8年度田村市人材育成事業の業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の相手方を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募する。

令和8年2月13日

田村市長 白石 高司



1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度田村市人材育成事業業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託見積限度額 3,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を、全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公示の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (7) 福島県内に本社または営業所を置いていること。また県内の本社または営業所に在籍している者が本事業に従事できること。
- (8) 過去3年間（令和5年4月から令和7年12月まで）において、地方自治体における人材育成等の事業業務の受託実績（コンソーシアムも含む）を有していること。

3 実施要領等の配布

実施要領等は、田村市ホームページからダウンロードすること。

4 スケジュール

日 程	項 目
令和8年2月13日（金）	公募開始（プロポーザル公告）
令和8年2月18日（水）	質問書の提出期限
令和8年2月27日（金）	参加表明書の提出期限
令和8年3月 2日（月）	参加資格要件確認結果通知
令和8年3月13日（金）	企画提案書の提出期限
令和8年3月17日（火）	審査会（プレゼンテーション）
令和8年3月18日（水）	審査（プレゼンテーション）結果通知

※ 応募状況その他の理由により、日程が変更となる場合があります。

5 審査方法

田村市人材育成事業業務委託審査委員会において、審査基準に基づき、提出資料の書面審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最高得点を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、最高得点が複数ある場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

6 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に書面で通知するとともに、田村市ホームページ上で公表する。

7 その他

本業務に関する詳細は、田村市人材育成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

8 問合せ先

田村市 教育部 生涯学習課 生涯学習係 担当：本田

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

TEL：0247-61-1215 FAX：0247-81-1228

電子メール：shogai@city.tamura.lg.jp